

議案第173号

大東市道路線の認定について

次の大東市道路線の認定については、承諾するものとする。

認定路線名	起点 終点
大東市道 新田境町1号線	大東市新田境町707番の1地 同 市同 715番の9地

令和2年9月11日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

大東市道路線の認定について、別紙のとおり大東市長から承諾を求めてきたので、道路法第8条第4項の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙)

大東道第 2116 号

令和 2 年 3 月 23 日

大阪市長 松井 一郎 様

大東市長 東坂 浩一 印

大東市道路線の認定について (照会)

標題の件について、下記のとおり大東市道路線の認定を行いたいので、道路法第 8 条第 3 項及び第 4 項の規定により承諾の程よろしくお願いいたします。

記

認定路線名	起点	大阪市域内の区間
	終点	
大東市道 新田境町 1 号線	大東市新田境町 707 番の 1 地	鶴見区茨田大宮 4 丁目 439 番の 13 地
	大東市新田境町 715 番の 9 地	鶴見区茨田大宮 4 丁目 439 番の 18 地

添付書類省略

(参考)

道路法（抄）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 省 略

2 省 略

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

5 省 略

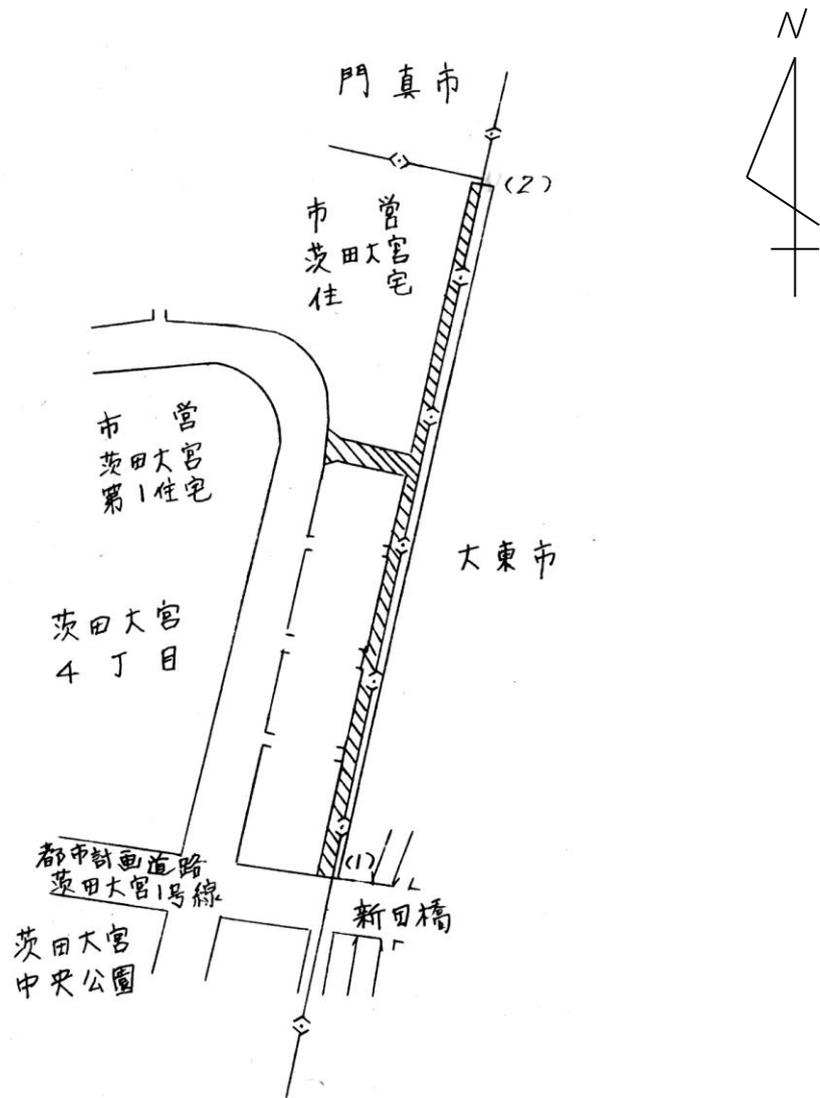
参 考 図

凡 例

 大東市長が認定する路線のうち大阪市域に存する部分

—(・)—(・)— 市 界

鶴 見 区



説 明

新田境町1号線
(1) (2)間